

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見公募について

令和 5 年 2 月 13 日
内閣府民間資金等活用事業推進室

この度、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、下記のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、府令案の決定における参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集対象

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令案（別添案文参照）

2. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（2）内閣府民間資金等活用事業推進室における配布

（千代田区永田町 1 - 6 - 1 中央合同庁舎第 8 号館 14 階 1418 号室）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 5 年 2 月 13 日（月）～令和 5 年 3 月 14 日（火）必着

4. 意見提出先・提出方法

日本語にて、別紙の意見提出用紙に記入又はフォームメールの案内に従い、以下いずれかの方法で送付して下さい。

お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

（1）インターネット上の意見募集フォーム

<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0031.html>

の意見提出フォームから御提出ください。

（2）郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

〒100 - 8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1 内閣府民間資金等活用事業推進室 宛

(3) F A X

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の番号宛てにお送り下さい。

F A X 番号 : 03 - 3581 - 9682

5 . その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

6 . お問合せ先

内閣府民間資金等活用事業推進室 03-5253-2111 (内線 : 34112)

(別紙)

内閣府 民間資金等活用事業推進室 宛

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[電話番号]	
[F A X 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 意見内容	
・ 理由	